

パブリックコメント制度の流れ



意見公募（パブリックコメント）実施要綱と要綱解説などは、市役所、各支所、市民会館、図書館などに備え置きますので、ご覧ください。

◎公表と周知の方法

意見を募集する政策などは、市のホームページに掲載するほか市役所や各支所、市民会館、図書館などに閲覧場所を設置し公表するとともに、広報のほりべつまたは市のホームページなどに意見募集の記事を掲載します。

◎意見の提出方法

●**だれでも意見することができます**
パブリックコメント制度では、市民に限らず市民以外の方も意見ができることにしています。

これは、市外の有識者などからの情報や専門的な見地による意見が出されることで、政策がより良いものになることが期待されるためです。

このため、外国人を含むすべての人や法人のほか、団体の規約が定められている町内会などの各種団体からも意見を行うことができます。

●意見の提出

意見の募集期間は、30日以上とし、意見の提出は

- 窓口などへの書面の持参
- 郵送
- ファクス
- Eメール
- 各公共施設に設置する意見箱への投函

の方法でお受けします。

意見には、住所、氏名、電話番号などを必ず記載していただきます。

なお、電話や口頭による意見はお受けできません。

◎決定した政策と意見の公表

政策の決定は、提出された意見を十分に考慮して行い、結果を公表します。このときに、皆さんから提出された意見の要旨やそれに対する市の考え方、対象案件を修正したときには、その修正内容について併せて公表します。

公表は、市のホームページに掲載するほか市役所や各支所、市民会館、図書館などに閲覧場所を設置し行うとともに、広報のほりべつなどで閲覧場所をお知らせします。

パブリックコメントでお聞きする政策などの案にご意見をお寄せください

パブリックコメントは、市が定める計画などの内容を、より良いものにするため、皆さんの意見をお聞きしながら政策を決定する制度です。市が定める計画などの内容は、専門用語などが使われ、分かりにくい部分がありますので、政策の案を公表する際には、分かりやすい言葉を用いるとともに、参考となる資料と一緒に公表します。

今後、さまざまな政策の案についてパブリックコメントを実施しますので、政策の案をじっくりお読みいただき、ご意見をお寄せください。